

## 宝塚市の給与・定員管理等について

### ■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と地域、扶養、住居、通勤、期末・勤勉手当などの職員手当を合わせたもので構成され、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などとのバランスを考慮して、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

### ■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する（[地方公共団体給与情報等公表システム](#)）をご覧ください。

## 1 ■ 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末時点)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 231,601	千円 91,020,766	千円 2,383,362	千円 16,679,827	18.3%	16.2%

(注) 1 人件費には給与のほか退職手当や年金、健康保険、災害補償費などの使用者負担金や特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字かの指標となります。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 1,509 (15)	千円 5,640,852	千円 1,974,860	千円 2,605,311	千円 10,221,023	千円 6,706	千円 6,357

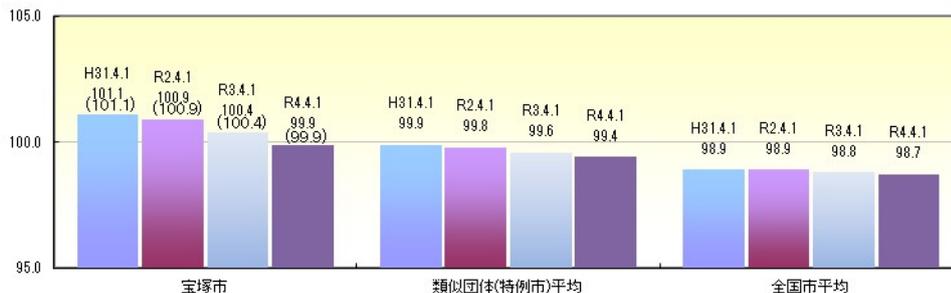
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、給与実態調査を基礎とし、令和3年4月1日現在の人数です。

3 「職員数 A」欄の ( ) 人数は再任用短時間勤務職員数（別掲）です。

4 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

#### ※ラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数は、職員構成を学歴別・経験年数階層別に区分し、各団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものです。

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、国との職員構成や昇格制度の違いが挙げられます。

いわゆる団塊の世代の定年退職等による退職者数の増加に伴い、管理・監督職への昇格年齢が低下し、経験年数の短い職員が管理・監督職に昇格しています。これは、公務員の給与決定の原則の1つである職務給の原則により、職務の複雑、困難及び責任の程度に応じて給与を決定するため、経験年数が国の職員と同じでも、国の職員よりも早く管理・監督職に昇任することで、国の職員より給料月額が高くなるため、ラスパイレス指数を上昇させる要因となっています。

また、国では最終学歴が高校卒の職員が本省の課長級以上の役職になることは稀ですが、本市では高校卒・短大卒の職員であっても能力に応じて部長等の管理職へ登用しています。そのため、高校卒・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が国よりも高く、このこともラスパイレス指数を上昇させる要因となっています。

今後の改善の見込みとしては、給料表の引き下げや初任給基準の2号給引き下げ、55歳昇給停止の導入等、給与制度の見直しを平成31年度から順次実施しているため、今後はラスパイレス指数は徐々に低下していく見込みです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職員に適用する行政職給料表について、国の引き下げ率を上回る平均3%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて引下げを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 平成28年度～平成30年度については、国基準15%に対し、宝塚市においても15%を支給すると規定していましたが、給与減額措置として14%に据え置いて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は13%、給与改定により平成27年4月1日に遡及し14%、平成31年4月1日から15%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～ 平成30年度の 支給割合	令和元年度 以降の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	12%	13%	14%	15%	15%
宝塚市の 支給割合	12%	13%	14%	14%	15%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宝塚市	41.3 歳	307,382 円	417,537 円	389,726 円
兵庫県	43.3 歳	324,900 円	422,219 円	377,354 円
国	42.7 歳	323,711 円	-	405,049 円
類似団体	41.9 歳	317,103 円	410,896 円	367,325 円

## ② 技能労務職

	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
宝塚市	48.1 歳	185 人	342,915 円	440,897 円	416,410 円	-	-	-	-
清掃職員	46.8 歳	32 人	335,503 円	457,240 円	409,204 円	廃棄物処理従業員	47.0 歳	306,000 円	149.42%
給食調理員	46.7 歳	55 人	335,022 円	414,143 円	408,249 円	調理師	43.0 歳	267,000 円	155.11%
用務員	50.2 歳	55 人	355,787 円	454,276 円	428,070 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	192.00%
兵庫県	56.8 歳	334 人	335,200 円	401,571 円	368,123 円	-	-	-	-
国	51.1 歳	2114 人	286,570 円	-	328,416 円	-	-	-	-
類似団体	51.3 歳	115 人	324,378 円	387,054 円	362,191 円	-	-	-	-

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	-	-	-
清掃職員	7,322,204 円	4,266,500 円	171.62%
給食調理員	6,830,598 円	3,525,000 円	193.78%
用務員	7,432,267 円	3,187,900 円	233.14%

(注) ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 31 年～令和 3 年の 3 年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。宝塚市の数値は、正規職員のみ平均値であり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含みません。

一方、民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者までを含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なり、正確な比較値ではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

## ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市 (幼稚園教諭)	39.7 歳	297,813 円	387,494 円
兵庫県	41.3 歳	355,500 円	415,377 円
類似団体	39.7 歳	309,264 円	371,838 円

## ④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市	38.5 歳	301,318 円	415,795 円
類似団体	39.3 歳	313,400 円	415,244 円

(注) 1 ①から④の各表の「平均給料月額」は、令和 4 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。期末手当、勤勉手当、退職手当は除かれます。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	186,500円	188,700円	182,200円
	高校卒	157,200円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	157,200円	151,600円	147,900円
	中学卒	-	-	139,900円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	186,500円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	157,200円		
消防職	大学卒	197,800円	-	-
	高校卒	167,900円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,265円	356,050円	390,933円	399,620円
	高校卒	243,400円	299,200円	360,900円	366,725円
技能労務職	高校卒	258,383円	-	345,650円	369,725円
	中学卒	-	-	322,700円	355,788円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	261,500円	-	-	-
消防職	大学卒	269,631円	346,400円	391,800円	-
	高校卒	240,767円	-	340,100円	371,520円

(注) 「-」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していません。

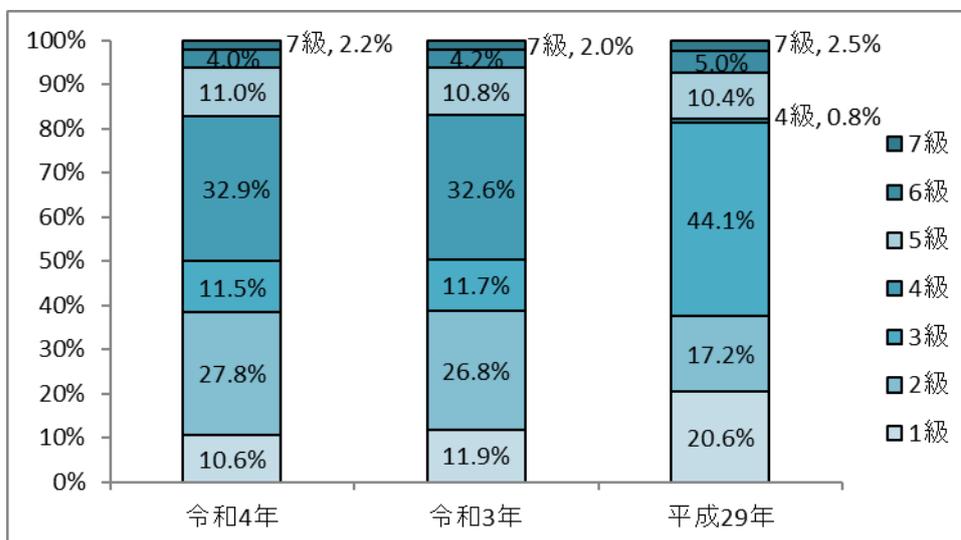
### 3 ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

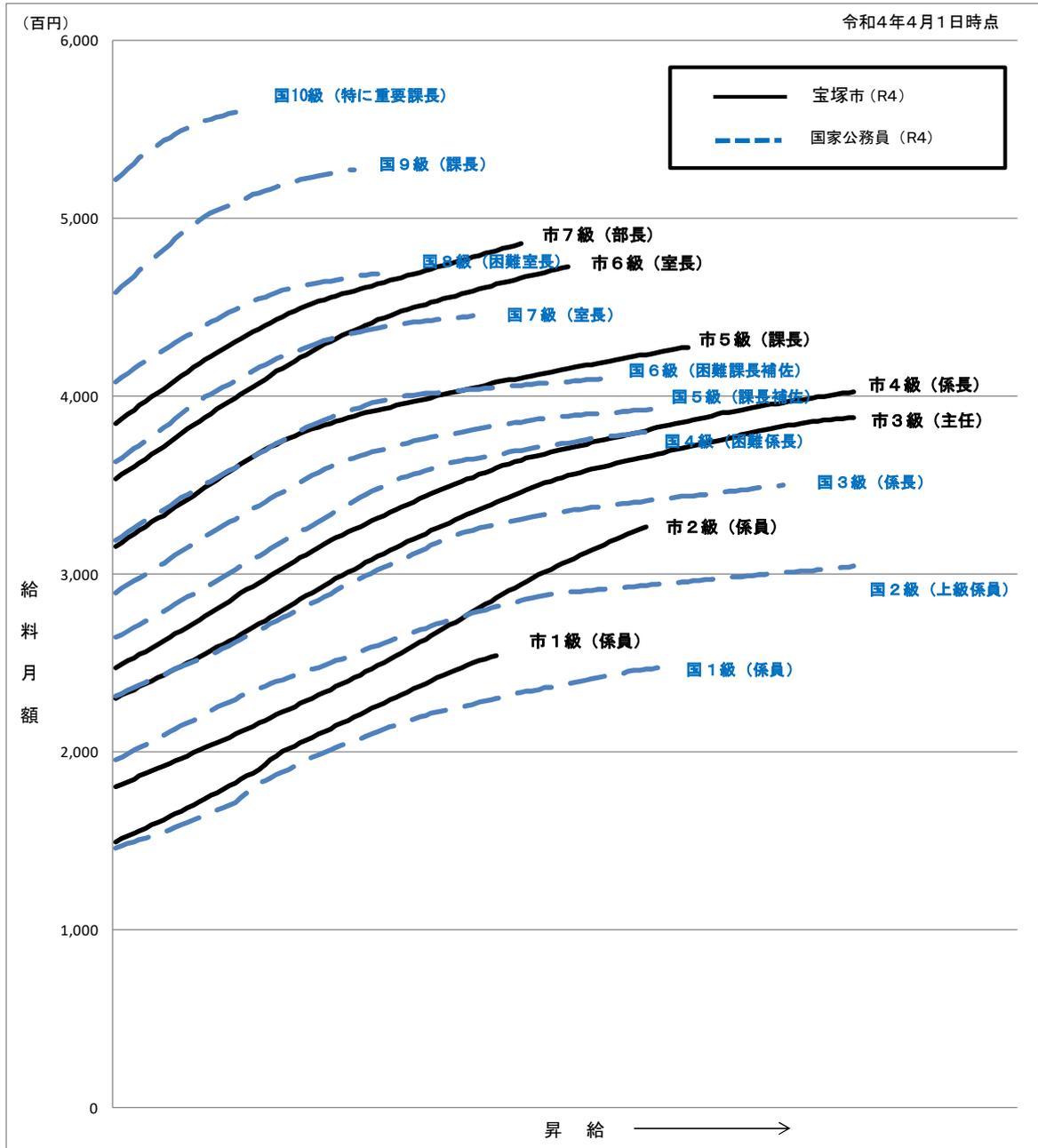
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事・技監・部長	16人	2.2%	384,600円	485,700円
6級	室長	29人	4.0%	353,700円	472,800円
5級	課長・副課長	80人	11.0%	315,600円	427,500円
4級	係長	240人	32.9%	247,400円	402,500円
3級	主任	84人	11.5%	230,400円	388,100円
2級	事務職員・技術職員	203人	27.8%	180,500円	326,400円
1級	事務職員・技術職員	77人	10.6%	149,600円	254,400円

(注) 1 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和4年12月1日現在 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○		
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

#### 4 ■ 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
1人当たりの平均支給額 (令和3年度)	千円 1,701		千円 1,693		千円 -	
支給割合 (令和3年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.55 月分 ( 1.45 月分)	1.9 月分 ( 0.9 月分)	2.4 月分 ( 1.45 月分)	1.9 月分 ( 0.9 月分)	2.55 月分 ( 1.45 月分)	1.9 月分 ( 0.9 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 職務段階別加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

当市は令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

	宝塚市		国	
勤続年数	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2~30%		定年前早期退職特別措置 2~45%	
平均支給額	2,362 千円	21,899 千円	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

給料・扶養手当などの合計額の15%を支給

※民間企業の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に支給されるもの

支給実績(令和3年度決算)			894,599千円
支給職員一人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			580千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	15%	1,540人	15%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			100.4 (100.4)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

#### (4) 特殊勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	55,249千円
支給職員一人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	153千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)	24%
手当の種類(手当数)	12種類

#### 特殊勤務手当の種類

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業等手当	クリーンセンターに勤務する職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	6,775千円	1日 600円(荷重5トン以上のクレーンの運転業務に従事したときは、1日400円を加算する。)
災害対策業務従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、荒雨天等の現場における災害対策業務に従事したとき	160千円	1日 1,500円
防疫手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で当該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に従事したとき	13,348千円	1日 290円 (新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事したときは、1日3,000円(患者若しくはその疑いのある者の身体への接触し、又は長時間に渡り接して行う作業に従事したときは1日4,000円))
行旅病人等処理手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の収容その他の処置をしたとき 行旅死亡人の収容をしたとき	0千円 0千円	1回 500円 1回 1,000円
火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	死体の火葬に従事したとき	2,451千円	1回 500円
年末年始特別勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定める日に勤務したとき	4,736千円	1日 5,500円
消防夜間特殊勤務手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	14,911千円	1当務 700円
消火等業務手当	消防本部に勤務する職員	消火業務、救助業務又は水防業務に出動したとき	1,698千円	1回 200円
	消防本部に勤務する救急救命士	救急業務に出動したとき	5,774千円	1回 250円(救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる業務に従事したときは、1回510円)
高所等作業手当	消防本部に勤務する職員	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所において消防業務等に従事したとき	118千円	1回 220円
		潜水作業に従事したとき	19千円	1回 310円
主任技術者等手当	当該業務に従事した職員	電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主任技術者等に選任されたもの	407千円	月額 5,000円(電気主任技術者については、保安監督箇所が2箇所を超えるときは、1箇所増すごとに月額1,000円を加算する。)
緊急運転業務手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	322千円	1回 150円
		消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	7千円	1回 100円
		救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	563千円	1回 50円
医師特別調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職員で36号給以上の号給に決定されたもののうち市長が別に定める職員(以下この表において「部長級の職員」という。)	0千円	月額 220,000円
		医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を除く。)	2,280千円	月額 190,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の号給に決定されたもの	0千円	月額 150,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の号給に決定されたもの	0千円	月額 125,000円
		医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円	月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
令和3年度	386,949千円	254千円
令和2年度	354,540千円	232千円

(注) 1 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員は「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

区分	内容	平均支給額
扶養手当	配偶者 6,500円（室長級3,500円、部長級は無し） 子 10,000円 父母等 6,500円（室長級3,500円、部長級は無し） 16～22歳の特定期間の加算 5,000円	234,719円
住居手当	借家など 限度額 27,000円	283,040円
通勤手当	交通機関の利用者 限度額 55,000円 自動車の利用者 2,000円～36,600円 単車・自転車の利用者 2,000円～24,500円	87,203円

(注) その他の職員手当として、宿日直手当、休日勤務手当、管理職手当などがあります。

5 ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料または報酬	(参考) 類似団体における 最高/最低額	期末手当 (令和3年度の 支給割合)	退職手当		
				1期の手当額	算定方式	支給時期
市長	965,100円	1,120,000円 / 670,600円	3.35月分	18,529,920円	給料月額 ×在職月数×0.4	任期毎
副市長	819,400円	911,000円 / 678,600円		9,439,488円	給料月額 ×在職月数×0.24	
教育長	720,100円	-円 / -円		4,666,248円	給料月額 ×在職月数×0.18	
議長	676,100円	758,000円 / 529,400円	3.35月分	-	-	-
副議長	607,400円	708,000円 / 466,000円				
議員	557,700円	664,000円 / 439,000円				

(注) 1 地域手当として市長、副市長、教育長に給料月額の15%を支給しています。  
2 「1期の手当額」は、令和4年4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

■ 職員数の状況

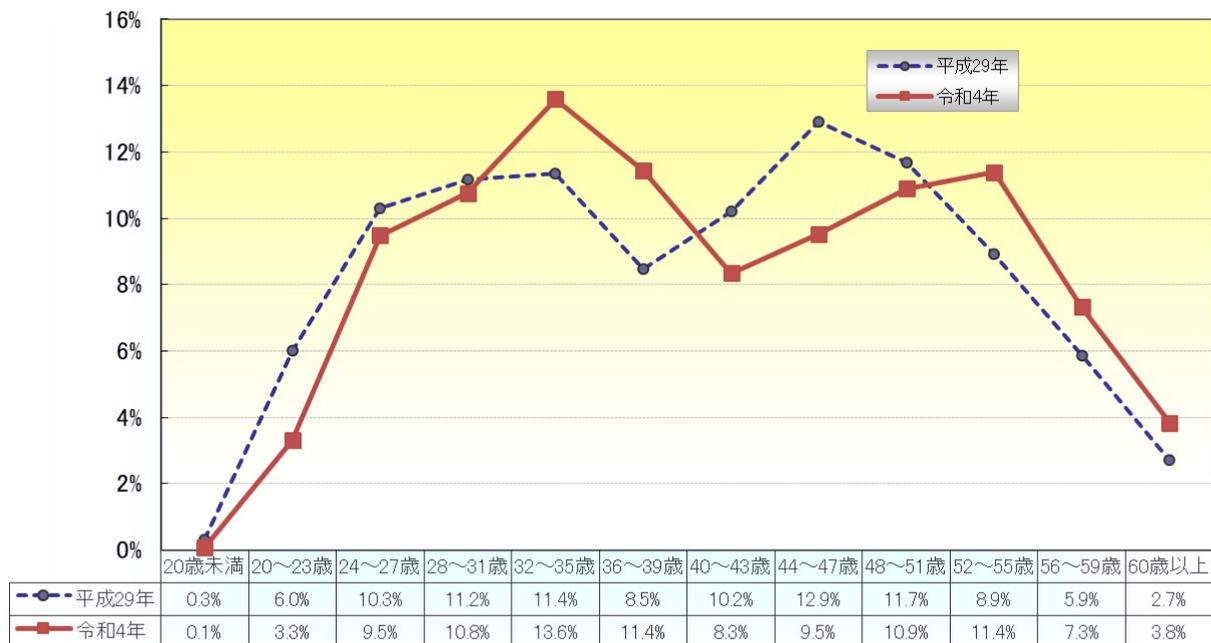
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数(一般職)			対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	12	12	12	0	
	総務	250	255	246	△ 9	組織体制の見直しによる
	税務	69	69	67	△ 2	組織体制の見直しによる
	労働	5	4	3	△ 1	組織体制の見直しによる
	農林水産	17	17	17	0	
	商工	19	18	19	1	組織体制の見直しによる
	土木	137	130	136	6	
	民生	353	343	355	12	新型コロナウイルスのワクチン接種事業の対応のため
	衛生	147	163	170	7	新型コロナウイルスのワクチン接種事業の対応のため
	計	1009	1011	1025	14	(参考)人口1万人当たり職員数 43.30人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万人当たり職員数 45.92人)※1
	教育部門	264	260	253	△ 7	組織体制の見直しによる
	消防部門	240	238	237	△ 1	組織体制の見直しによる
	小計	1,513	1,509	1,515	6	(参考)人口1万人当たり職員数 64.63人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万人当たり職員数 63.94人)※1
	公営企業会計等部門	病院	636	619	595	△ 24
水道		78	83	83	0	
下水道		22	22	21	△ 1	組織体制の見直しによる
その他		48	51	52	1	組織体制の見直しによる
小計		784	775	751	△ 24	
合計		2,297 (2,442)	2,284 (2,442)	2,266 (2,442)	△ 18 (0)	(参考)人口1万人当たり職員数 97.05人※1

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。  
 2 合計欄の ( ) 内は、条例定数の合計です。  
 3 上表は、定員管理調査に基づく数値です（国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます）。  
 4 人口一万人当たり職員数は R3.4.1 現在の職員数に基づくものです。

※ 定員適正化計画に基づく取組の結果、令和4年4月1日付の再任用を含めた職員数は計画の見通しどおりとなりました。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成29年	7人	131人	225人	244人	248人	185人	223人	282人	255人	195人	128人	59人	2,182人
令和4年	2人	75人	215人	244人	308人	259人	189人	216人	247人	258人	166人	87人	2,266人

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
一般行政	922	944	979	1,009	1,011	1,025	103 (11.2%)
教育	269	274	265	264	260	253	△16 (△5.9%)
消防	235	239	240	240	238	237	2 (0.9%)
その他	47	49	51	48	51	52	5 (10.6%)
普通会計等計	1,473	1,506	1,535	1,561	1,560	1,567	94 (6.4%)
公営企業会計部門	709	721	733	736	724	699	△10 (△1.4%)
総合計	2,182	2,227	2,268	2,297	2,284	2,266	84 (3.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数